

特別抗告理由書

最高裁判所 御中

2014年7月31日

事件の表示

特別抗告提起事件 2014年(行セ)第10号

名古屋高等裁判所 2014年(行ス)第8号

即時抗告事件 津地方裁判所 2014年(行カ)第1号

原審 津地方裁判所 2014年(行ク)第4号

(坪井宣幸裁判長忌避申立事件)

基本事件 津地方裁判所 2013年(行ウ)第13号

(2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件)

特別抗告人 金静美(キム チョンミ) ㊞

特別抗告人 竹本昇 ㊞

〒

特別抗告人 金静美(キム チョンミ)

〒

特別抗告人 竹本昇

特別抗告の理由

1 「独自の見解であって採用することができない」という判断停止、および「抗告人らが縷々主張するところ……」という無恥の無理解

名古屋高裁民事第1部の木下秀樹裁判長、達野ゆき裁判官、舟橋伸行裁判官は、2014年7月9日付で、津地裁民事部の井口礼華裁判長、佐田崇雄裁判官、中井沙代裁判官による坪井宣幸裁判長忌避申立却下決定に対する抗告人の即時抗告を棄却した。その決定書に示されている「当裁判所の判断」は、つぎのような粗雑なものである。

当裁判所も、抗告人らの本件忌避の申立てはいずれも理由がないと判断する。

その理由は、原決定の「理由」中の「2 当裁判所の判断」の(1)に記載しておりであるから、これを引用する。

原告人らは、民事訴訟法 24 条 1 項にいう「裁判の公正を妨げるべき事情」があるか否かは、裁判官が当該事件を審理するに当たっての歴史意識、正義感及び法意識により判断されるべきである旨主張するが、独自の見解であって採用することができない。その他、原告人らが縷々主張するところは、いずれも上記引用に係る原決定の認定判断を覆すものではない。

原告人は、坪井宣幸裁判長忌避申立却下決定に対する即時抗告理由書で、民事訴訟法に基づいて「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情がある」として坪井宣幸裁判長を忌避した理由を、条理をつくして示した。

それにたいして、名古屋高裁民事第 1 部の木下秀樹裁判長ら 3 人の裁判官は、自らのコトバで誠実な応答を行うことができないまま、津地裁民事部の井口礼華裁判長ら 3 人の裁判官の「判断」をそのまま引用して「当裁判所の判断」とし、さらには、恥を知ることができないまま、「その他、原告人らが縷々主張するところは……」などと原告人の精緻・厳密な忌避理由を理解できずに浅はかな発言をしている。

2 「当裁判所の判断」は、憲法に違反している

良心にしたがわず不公正な訴訟指揮をおこなう裁判官は、憲法 76 条 3 項（すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される）に違反している。

公正な裁判をおこないうる裁判官の思想と感性と法意識を問題としている原告人の原告人の根源的な弁論にたいして、名古屋高裁民事第 1 部の木下秀樹裁判長ら 3 人の裁判官は、職業的な裁判官として誠実に立ち向かうことができず、「原告人らが縷々主張するところ」と言ってしまうとしている。この場合、「縷々」という形容語を使うことがいかに裁判官として悪質な行為であるかを、木下秀樹裁判長らは自覚できないのか！ 木下秀樹裁判長らは、その良心を欠如した空疎な「判断」によって、憲法 76 条 3 項に違反している。

名古屋高裁民事第 1 部の木下秀樹裁判長ら 3 人の裁判官は、かれ（かのじょ）ら 3 人のみの「判断」を、名古屋高裁の判断であるとして、「当裁判所の判断」と称している。

このことを許している「当裁判所」すなわち名古屋高裁は、裁判所全体として、不公正・非良心的で憲法に違反している坪井宣幸裁判長の裁判・訴訟指揮を追認し、そのことによって原告人らの公正な裁判を受ける権利を侵害し、憲法 32 条（何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない）に違反している。

附属書類

特別抗告理由書 副本

6 通